

会 員 各 位

佐賀県経営者協会

6 月総務委員会開催について

拝啓 若葉の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、下記により総務委員会を開催します。今回は 10 月 1 日から義務化される企業におけるカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）対策について、今般示された厚労省指針の概要および指針が改定され 10 月 1 日に施行される「同一労働同一賃金に関する新ガイドライン」についてお話をうかがいます。

また、企業のカスハラ対策が不十分である場合で、社員の精神疾患が労災認定されると企業の責任が重くなり、損害賠償等のリスクが高まりますので、カスハラが原因でどのようなケースが労災認定されるか等も説明いただき、併せて対策事例として、佐賀県のカスハラ指針をご説明いただきます。

この他、暴力団情勢や暴力団と関連性が強い特殊詐欺事件の実態、カスハラ対策にも参考になる民暴対策等について研究致しますので、多数のご参加をお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日 時 6 月 17 日（水） 9：30～12：00
2. 会 場 ホテルニューオータニ佐賀（佐賀市与賀町 1 TEL0952-23-1111）
3. 講 演 「カスハラ対策指針及び
同一労働同一賃金に関する指針（10 月 1 日施行）」
佐賀労働局 雇用環境・均等室
室長 副島 正子 氏
「カスハラを起因とした精神障害の労災認定基準」
佐賀労働局 労働基準部 労災補償課
課長 久富 保 氏
「佐賀県庁のカスハラ指針」
佐賀県 総務部 人事課 課長 堤 康之 氏
「暴力団情勢及び暴力団と関連性が強い
特殊詐欺の実態及び不当要求への対策」
佐賀県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課
課長補佐 警部 久保山 克志 氏
4. 参加費 3,000 円（一人あたり・税込み）
※昼食をご希望の方は別途 2,000 円をお支払い下さい。
5. 備 考 1) 開始日時を変更しておりますので、ご留意下さい。
2) Eメールで会社名、お役職名、ご氏名を記載し、お申込み下さい。

Eメール saga@san.bb iq.jp